平成２９年（フ）第７１号
富山市布瀬町南１丁目22番地４　ティービー・パラッツオ101号
破産者　五十嵐誠司
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
岐阜市村里町57番地
破産者　池本　法子
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７４号
鳥取県米子市昭和町97番地６、開始決定時の住所鳥取県米子市昭和町97番地７
破産者　仲前　晴泰
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１２０号
鳥取県米子市彦名町２番地２　102、住民票上の住所鳥取県西伯郡南部町西町177、178番地の１
破産者　阿部　真治
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１２８号
鳥取県米子市昭和町97番地６、前住所鳥取県米子市昭和町97番地７
破産者　仲前　長治
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２８６号
愛媛県松山市苞木甲118番地１　セジュールＵ203号
破産者　玉井富士男
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
福岡県八女市津江300番地
破産者　大隈　孝治
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
福岡県筑後市大字山ノ井432－１　レオパレス筑後山ノ井　110号室、住民票上の住所熊本県玉名郡南関町大字関下934番地
破産者　吉田　和浩
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
福岡県築上郡築上町大字越路1321番地２
破産者　中﨑　　遥（旧姓宮田）
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目17番21号　白川マンション501号
破産者　鮫島　嘉歩
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
北九州市八幡西区永犬丸４丁目１番27―603号
破産者　小川有希子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６６号
北九州市八幡西区永犬丸４丁目１番27―603号
破産者　小川　政信
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２６０号
北九州市戸畑区沖台２丁目15番10号
破産者　岡本　通代
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４１号
群馬県高崎市吉井町片山276番地
破産者　照井亜由美
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５６５号
埼玉県入間市春日町１丁目13番15号
破産者　大原　謙二
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目３番13号　Ｂ棟101号室
破産者　遠藤ゆかり
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０５号
長野県小県郡長和町長久保150番地70　コーポ桜清水１―203、前住所埼玉県所沢市美原町２丁目2929番地の16　アーガスヒルズ37―303
破産者　今泉　秀彬
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４６号
埼玉県ふじみ野市北野１―３―25　ハイツＮＡＣ203、住民票上の住所埼玉県飯能市大字双柳975番地３
破産者　白川　友紀
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部